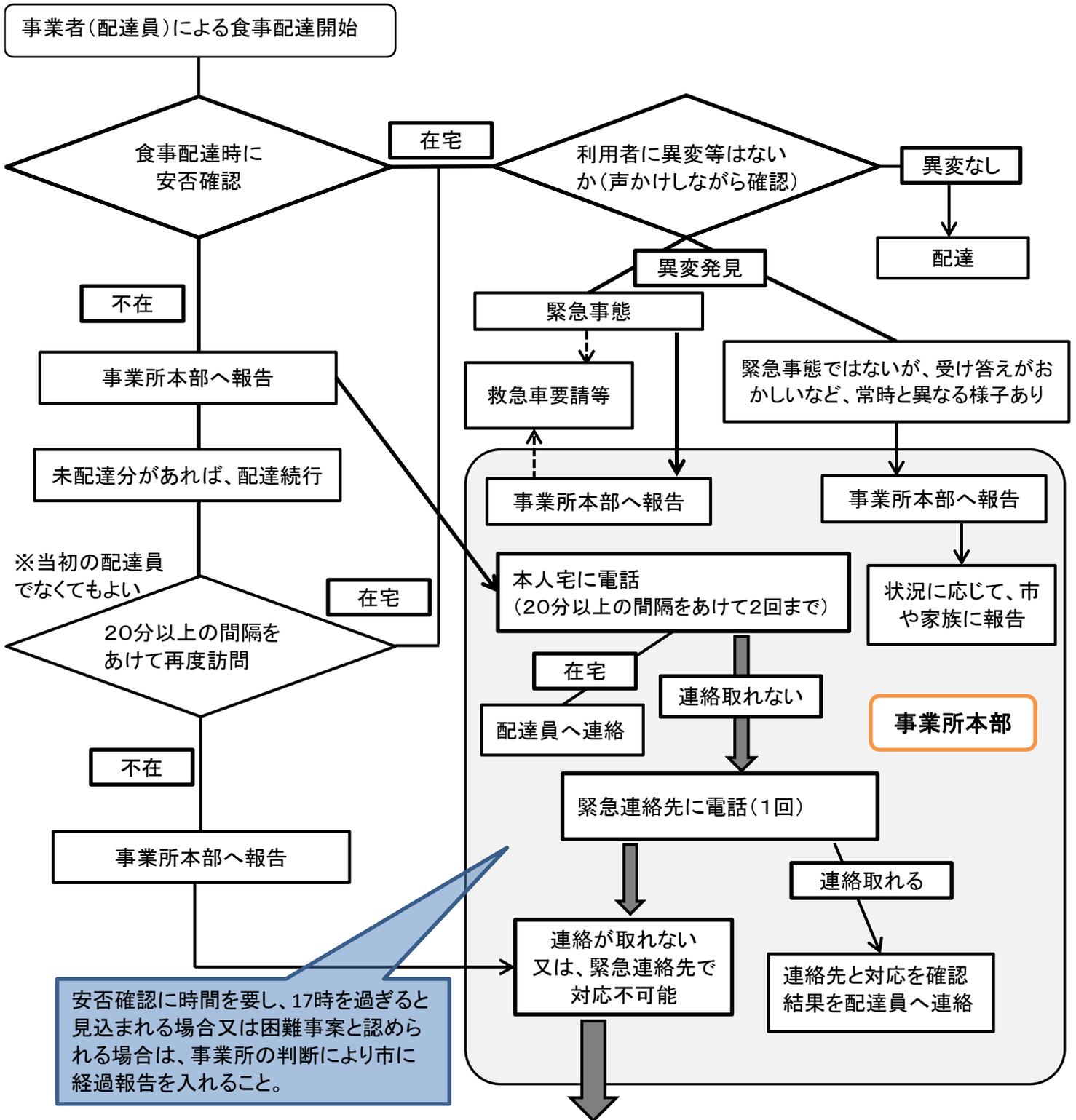


配達員



安否確認に時間を要し、17時を過ぎると見込まれる場合又は困難事案と認められる場合は、事業所の判断により市に経過報告を入れること。

2度目の訪問でも不在であり、かつ緊急連絡先と連絡が取れないまたは対応が出来ない旨の申し出があった場合には、事業所本部は地域包括支援センターに連絡

\* 対応の経過については、速やかに高齢者支援係へ別紙様式の不在報告書を提出すること。